

## 令和8年度（2026年度）いしかり地域就業促進事業 委託業務企画提案指示書

- 1 委託業務名  
令和8年度（2026年度）いしかり地域就業促進事業委託業務
- 2 業務の目的  
将来的に企業の中核を担う若手人材が管内企業に関心を向けるべく、学生と企業との接点を創ることで学生の管内企業への就職を促すための支援を行う。
- 3 委託業務の内容
  - (1) 管内大学等との連携によるイベント  
管内の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校（以下、「管内大学等」という。）において合同企業説明会や学生と企業との交流会などイベントを開催する。
    - ア 開催校 任意の管内大学等 2校
    - イ 開催回数 各校1回以上
    - ウ 開催時期 任意とするが、大学生の就職活動の時期を考慮して提案すること
  - (2) 道外大学との連携による合同企業研究セミナー  
道と就職支援に関する協定を締結した道外大学において合同企業研究セミナーを開催する。
    - ア 開催大学 弘前大学及び立命館大学
    - イ 開催回数 各大学1回
    - ウ 開催時期 弘前大学：6月4日・5日（2日間）、立命館大学：10月又は11月（1日間）
    - エ その他 振興局が既に弘前大学及び立命館大学と事前調整済なので、その事前調整の内容については、各大学ではなく振興局に問い合わせること。
  - (3) 事業実施報告書の作成  
事業終了後、遅滞なく（1）及び（2）の業務の実績報告書を作成、提出すること。
- 4 成果目標
  - (1) 参加学生数 

管内大学等（2校計）	30名
弘前大学	80名
立命館大学	20名
  - (2) 参加企業数 

管内大学等（2校計）	10社
弘前大学	40社
立命館大学	10社
- 5 留意事項及び提案事項
  - (1) 留意事項
    - ア 本事業で取り扱う個人情報、個人情報保護法等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。
    - イ 本委託業務は、道が定める委託契約の区分（委任契約、準委任契約、請負契約）のうち、準委任契約とするので契約額は上限額となり、受託者は委託業務終了後、実際に業務に要した経費について、収支精算書を提出しなければならない。
    - ウ 本委託業務の契約締結の際の見積書に一般管理費が計上されているときは、当該一般管理費の精算方法について、契約締結後に速やかに委託者と協議すること。
    - エ 本委託業務に係る経費について、具体的な経費の内容が分かる書類を作成・保存（5年間）等すること。
    - オ 本指示書は、令和8年度当初予算の成立を前提に行う準備行為であり、当該予算が成立しなかった場合には契約は行わないことがある。
  - (2) 提案事項
    - ア 道内の雇用情勢や地域企業の人材確保の状況や課題等を踏まえつつ、事業全般について、業務の流れ、実施体制など、簡潔かつ分かりやすく提案すること。
    - イ 具体的かつ実現可能で、最大効果を得られる業務処理スケジュールを提案すること。
    - ウ 各業務内容について、学生への周知方法、管内企業への周知方法、参加学生や参加企業の見込数など具体的に提案すること。「3（1）管内大学等との連携によるイベント」については、開催する大学等（検討中の場合はその考え方）を、具体的に提案すること。  
なお、参加企業の決定方法については振興局に随時相談すること。

- 6 実績報告書の提出  
受託者は、事業終了後、速やかに実績報告書を紙媒体（A4版）1部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部にて提出すること。
- 7 委託期間  
委託契約締結の日（令和8年4月中旬を想定）から令和9年（2027年）2月28日（日）まで
- 8 審査基準  
審査の評価項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目	配点
1 実施体制・実績等	
①受託能力	2
②実施体制	2
2 提案内容の的確性	
①管内大学等との連携によるイベント（1校目）	18
②管内大学等との連携によるイベント（2校目）	18
③道外大学との連携による合同企業研究セミナー（弘前大学）	18
④道外大学との連携による合同企業研究セミナー（立命館大学）	18
3 追加提案	
①独自提案	16
4 道施策との適合性	
①北海道働き方改革推進企業認定制度	2
②障がい者雇用	2
③パートナーシップ構築宣言	2
④ゼロカーボンチャレンジャー登録等	2

- 9 選定業者数  
1者を選定する。
- 10 総合評価一般競争入札の参加資格要件
- (1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第167号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）
- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- ケ コンソーシアムを構成する企業間に明確な協定等が存在すること。また、北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について、協定書等に記載があること。

## 11 参加資格申請書等の提出

参加を希望する者は、参加資格申請書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加資格申請書（別添様式1）、添付資料（必要に応じて下記のア～カ）
  - ア 参加資格申請をする者が法人の場合は登記事項証明書
  - イ 参加資格申請をする者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書等の写し及び構成するそれぞれの法人の登記事項証明書
  - ウ 道税について滞納がないことを証する納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
  - エ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）に滞納がないことの証明書
  - オ 健康保険、厚生年金、雇用保険について支払い義務を履行していることを証する納付証明書等（届出義務がない者については、社会保険等適用除外申出書を提出すること。）
  - カ 誓約書
- (2) 提出部数 参加資格審査申請書、添付資料とも1部
- (3) 提出期限 令和8年（2026年）3月16日（月）午後5時（必着）
- (4) 提出場所 「15問い合わせ」先まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による

## 12 企画提案書の提出

参加資格申請書の提出後、企画提案書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書（別添様式2）（「13企画提案書の作成方法」参照）、添付資料
- (2) 提出部数 6部
  - ※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。文中にも記載しないよう注意すること。
  - ※北海道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受けている場合は、該当の認定書（写し）1部を提出すること。
  - ※「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認証書（写し）1部を提出すること。
  - ※国が実施している、「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書1部を提出すること。
  - ※北海道が実施している「ゼロカーボンチャレンジャー」に登録している場合は、宣誓書（写し）1部を提出すること。
  - ※コンソーシアムの場合は、各構成員各々提出すること。
- (3) 提出期限 令和8年（2026年）3月27日（金）午後5時（必着）
- (4) 提出場所 「15問い合わせ」先まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による

## 13 企画提案書の作成方法

- (1) 「8審査基準」を参考に、「5留意事項及び提案事項」に沿って具体的に企画提案すること。
- (2) 別紙「令和8年度（2026年度）いしかり地域就業促進事業委託業務企画提案書」を表紙とし、次頁以降を目次、頁番号を付した企画提案内容とすること。用紙の大きさは日本工業規格A4判とし、片面印刷とすること（以降、企画提案書という）。
- (3) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまわないが、社名やロゴマーク、従業員名等、提案者が特定できる字句、図柄は一切使用しないこと。また、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
- (4) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。
- (5) 提案内容は、全て企画提案書に記載すること。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しない。また、提出された企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできない。

## 14 総合評価審査委員会（ヒアリング）の開催

- (1) 企画提案書を提出した者に対し、総合評価審査委員会においてヒアリングを行う。ヒアリングの日時・場所は別途通知する。
- (2) ヒアリングでは、企画提案書に記載された内容についてのみ説明することとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められない。
- (3) 企画提案書を提出した事業者が3者を超える場合には、書類選考を行う場合がある。

#### 14 その他

- (1) 企画提案に係る説明会は実施しない。質問等がある場合は、個別に説明するので「15問い合わせ」先まで問い合わせすること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。
- (3) 企画提案の採否については文書で通知する。
- (4) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なす。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものと見なす。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等の提出書類は返却しない。委託事業者の選定のためだけに使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 採択決定後、提出いただいた企画提案書及び添付資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用についてはあらかじめ企画提案者の承諾を得たものとして扱う。
- (7) 提出された書類は、北海道において必要な場合、複製することがある。
- (8) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

#### 15 問い合わせ

〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6階  
北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課 主査（雇用対策）  
TEL：011-204-5179（直通）  
FAX：011-232-1950  
mail：araki.yousuke@pref.hokkaido.lg.jp